

# 農業をはじめめるあなたに

令和7年(2025年)度版

## H A N D B O O K

新規就農者への3つの支援をまとめました

技術を習得  
就農準備資金

農業大学校等の研修機関等で研修を受ける  
就農希望者(就農予定時に49歳以下の者)に

**最長2年間、月12.5万円(年間最大150万円)**

を交付します。

経営を開始  
経営開始資金

新規就農される方(独立・自営就農時に49歳以下の者)に、  
農業経営を始めてから経営が安定するまでの

**最長3年間、月12.5万円(年間最大150万円)**

を交付します。

### 通常枠

新規就農される方に、機械・施設等導入に係る経費に対し

**国費上限500万円、**

**国1/2以内(県支援分の2倍)** を支援します。

経営を発展  
経営発展支援事業

### 地域計画早期実現支援枠 **NEW!!**

親元就農を含め、円滑な経営継承・経営発展に向けた取組を後押しする  
ため、①経営資源の有効利用に向けた取組 ②円滑な経営移譲に向  
けた取組 ③経営発展に向けた取組に係る経費の

**国費上限600万円(①～③の合計)**

①②：国1/3以内

③：国1/2以内(県支援分の2倍) を支援します。

農林水産省  
九州農政局

# Step 1 技術を習得

技術を習得  
就農準備資金

～ 技術を習得する研修期間中の資金を支援（就農準備資金）～

県が認める農業大学校等の研修機関等で研修を受ける就農希望者に、最長2年間、月12.5万円（年間最大150万円）を交付します。農業大学校や県が指定する先進農家・先進農業法人等で研修を受ける方で、要件を全て満たす方が対象です。

## 主な要件



① 就農予定時の年齢が49歳以下であること	✓
② おおむね1年以上（1年につきおおむね1,200時間以上）研修すること	✓
③ 研修終了後1年以内に以下のいずれかで就農すること ・ 独立・自営就農し、就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者になること ・ 農業法人等に雇用されて就農すること ・ 親元就農し、就農後5年以内に経営を継承する、農業法人の共同経営者になる又は独立・自営就農すること	✓
④ 研修期間中は、常勤の雇用契約を締結していないこと	✓
⑤ 生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと	✓
⑥ 申請時の前年の世帯全体の所得が原則600万円以下であること	✓
⑦ 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること	✓

※以下の場合は返還となります。

- ・ 適切な研修を行っていない場合
- ・ 研修終了後、1年以内に就農しなかった場合
- ・ 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、就農を継続しない場合 等

## よくある質問

問① 最寄りの研修機関等を知りたいのですが、何処で調べたらよいですか？

答① 「農業をはじめ.jp」よりエリアや営農作目を絞って検索することが可能です。  
【URL】 [https://www.be-farmer.jp/school\\_informations/](https://www.be-farmer.jp/school_informations/)（外部リンク）

問② 研修修了後に親族（三親等以内）の農業経営を継承する場合、全ての経営を継承する必要がありますか？

答② 一部継承も可能ですが、研修終了後1年以内に独立・自営就農をし、持続的な農業経営が成り立つ計画を立てていただく必要があります。

問③ 要件の世帯所得には、同居する祖母や兄弟も含まれますか？

答③ 親子及び配偶者の範囲です。

# Step 2 経営を開始

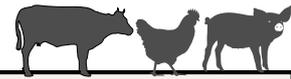
経営を開始  
経営開始資金

～ 新たに農業経営を開始する者に資金を支援（経営開始資金）～

新規就農される方に、農業経営を始めてから経営が安定するまでの最長3年間、月12.5万円（年間最大150万円）を交付します。

農業経営を始めて間もない方で、要件を全て満たす方が対象です。

## 主な要件



① 就農時の年齢が49歳以下の認定新規就農者であること



② 独立・自営就農であること

- ・農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
- ・主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること
- ・生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
- ・経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
- ・交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること



③ 親族等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、かつ新規参入者と同等の経営リスク（新規作目の導入や経営の多角化等）を負うこと



④ 就農する市町村の目標地図に位置づけられていること（見込みも可）、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること



⑤ 申請時の前年及び交付期間中の世帯全体の所得が原則600万円以下であること



※ 園芸施設を所有する場合は、園芸施設共済等に加入することが必要です。（見込みも可）

※ 夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分を交付します。

※ 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付します。

※以下の場合は返還となります。

- ・適切な営農活動を行っていない場合
- ・交付終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しない場合 等

## よくある質問

問① 研修期間中に就農準備資金の交付を受けていますが、就農準備資金を受けた後は経営開始資金の交付の対象になりますか？

答① 就農準備資金を受けた後、独立・自営就農をする場合は交付の対象となりますが、農業法人等へ雇用就農する場合は交付の対象とはなりません。

問② 以前、農業法人に雇用されていたことがありますが、自分で農業経営を始める場合は経営開始資金の対象になりますか？

答② 過去に雇用就農資金等で研修を行っていた場合は、予め交付主体となっている県等へご確認・お問い合わせください。

# Step 3 経営を発展

## 通常枠（初期投資促進タイプ）と地域計画早期実現支援枠（世代交代円滑化タイプ） 比較表

NEW!!

事業名	通常枠【新規就農者育成総合対策】、 初期投資促進タイプ【新規就農者確保緊急円滑化対策】				地域計画早期実現支援枠【新規就農者育成総合対策】、 世代交代円滑化タイプ【新規就農者確保緊急円滑化対策】			
対象事業	1 機械・施設の取得、改良又はリース 2 家畜の導入 3 果樹・茶の新植・改植 4 農地等の造成、改良又は復旧				1 経営資源の有効利用に向けた取組（修繕・移設・撤去など） 2 円滑な経営移譲に向けた取組（定款の認証料、専門家謝金など） 3 経営発展に向けた取組 （通常枠・初期投資促進タイプの対象事業）			
補助率	都道府県が支援する額の2倍及び補助率2分の1以内				・対象事業の1及び2の取組は補助率3分の1以内 ・対象事業の3の取組は都道府県が支援する額の2倍及び補助率2分の1以内			
補助額	補助対象事業費上限1,000万円・開始資金受給者は500万円 例：補助対象事業費上限1,000万円の事業に対して県が250万円 支援した場合は、 <b>国費補助上限500万円</b>				補助対象事業費上限1,800万円 <b>国費補助上限600万円</b> （対象事業1～3の合計）			
就農形態	非農家出身	農家出身		法人の経営	非農家出身	農家出身		法人の（共同） 経営
	新たに農業 経営を開始	親（※1）と 別の新たな部 門を開始	親の農業経営を 継承 （一部、全部）		新たに農業 経営を開始	親（※1）と別の 新たな部門を開 始	親の農業経営を 継承 （一部、全部）	
年齢要件 （独立・自営時）	原則49歳以下				同左			
経営開始時期	事業実施年度又は前年度【令和6年度～令和7年度】				事業実施年度の3年前まで【令和4年度～令和7年度】			
					事業実施年度に研修中などで経営を開始していない者は、事業実施年度の翌年度までに経営を開始する【令和8年度開始で可】 ※但し、経営移譲者等と共同で事業申請することが必須			
認定要件 （いずれか）	・認定新規就農者（申請時点で認定を受けていること）				・認定新規就農者 事業実施年度の3年後まで（※2）に認定農業者になる必要がある ・認定農業者 （認定農業者の共同申請は不可、法人で認定されれば可） 申請時に認定を受けていない場合、事業実施年度内（経営を開始していない者は、経営開始年度内）に認定されれば可			
地域計画	就農する市町村の目標地図に位置づけられていること（見込みも可）、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること				将来像が明確化された地域計画（※3）又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること			
その他（1）	・親の経営に従事してから経営開始するまでの期間が5年以内であること（目標年度の所得向上等の成果目標あり） ・法人の役員の中に、令和5年度より前に経営を開始している者が1人でもいれば事業対象外				・親の経営に従事してから経営を開始するまでの期間は不問 ・法人として経営開始時期（令和4年度以降開始）の要件を満たし、法人の役員の中に、年齢要件を満たす者が1人でもいれば事業対象			
その他（2）	経営開始資金との併用は可○				経営開始資金との併用は不可×			

※1 親（三親等以内の親族含む）

※2 事業実施年度に経営を開始しない者は、経営開始年度の3年後まで

※3 地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い（8割以上等）地域

# Step 3 経営を発展

## ～ 経営発展のための機械・施設等の導入を支援（通常枠）～

新規就農される方に、機械・施設等導入に係る経費の上限500万円（経営開始資金の交付対象者は上限250万円）に対し県支援分の2倍を国が支援します（国の補助上限1/2）。令和6年度又は令和7年度中に農業経営を開始し、要件を全て満たす方が対象です。

経営を発展  
経営発展支援事業

## 主な要件



- |   |   |
|---|---|
| ① 49歳以下の認定新規就農者であること  | ✓ |
| ② 独立・自営就農であること  | ✓ |
| ③ 親等の経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する農業経営の現状の所得、売上または付加価値額を10%以上増加させる、または生産コストを10%以上減少させる計画であると交付主体に認められること | ✓ |
| ④ 就農する市町村の目標地図に位置づけられていること（見込みも可）、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること  | ✓ |
| ⑤ 自己負担分の経費について、金融機関から融資を受けること   | ✓ |

※1 夫婦ともに就農する場合は、補助対象経費上限が1.5倍になります。

※2 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、国費上限は次のいずれか低い額となります。

① 1,000万円 ② 経営開始資金の交付対象者は250万円、対象でない者は500万円  
(夫婦を含む場合は当該夫婦について※1の額)として合算した額

## よくある質問

問① 具体的にこういった取組を支援してもらえますか？

答① 支援の対象となる取組は、1.トラクター・田植機・コンバインなどの農業用機械の導入、2.育苗施設・集出荷施設（選果機）・畜舎など設備の導入、3.ビニールハウスの整備、4.家畜の導入や果樹・茶の新植・改植、5.簡易な基盤整備（区画整理、畦畔の除去）などとなります。

問② 例えば、1000万円の施設を導入する場合の自己負担額はいくらですか？

答② 県支援【250万円】、国支援【500万円】となり自己負担は【250万円】※となります。

※自己負担の250万円は、金融機関から融資を受ける必要があります。

問③ 要件を満たせば誰でも補助を受けることができますか？

答③ 予算の範囲内での採択となるため、補助希望者の就農後の取組内容をポイント化し、ポイントの順に採択します。そのため、就農後の取組内容について精査したうえで申請することが重要です。

# Step 3 経営を発展

New

～ 地域計画の実現に向け経営の継承・発展を支援（地域計画早期実現支援枠）～  
次世代の農業を担う新規就農者の育成・確保を図るため、親元就農を含め、円滑な経営継承・経営発展に向けた取組を後押しします。

支援内容：①経営資源の有効利用に向けた取組、②円滑な経営移譲に向けた取組、  
③経営発展に向けた取組

補助額：国費上限 600万円（支援内容①～③の合計）

補助率：①、②：国 1/3以内、都道府県又は市町村 1/3※

③：国 1/2以内（都道府県支援分の2倍を国が支援）

※①、②の地方負担は任意。都道府県又は市町村が補助を行う場合、補助率に応じてポイントを加算します。

経営を発展  
経営発展支援事業

## 主な要件



① 49歳以下の就農者であること



② 将来像が明確化された地域計画※1 又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置づけられることが  
確実と見込まれること



③ 令和4年度以降に農業経営を開始した個人・法人※2であること



④ 青色申告を行うこと



⑤ 機械・施設の取得費用等について、金融機関から融資を受けていること



⑥ 経営開始資金、経営発展支援事業等を併用していないこと



⑦ 事業実施年度の3年後の年度までに、成果目標を達成すること

(1) 農業経営改善計画の認定を受けること。

(2) 以下のア又はイを達成すること。

ア将来像が明確化された地域計画に位置付けられる場合

目標年度の経営規模が、事業実施年度の経営規模より増加していること

イ目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられる場合

目標年度の経営規模が、事業実施年度の経営規模の120%以上

ただし、以下の（ア）又は（イ）に該当する場合は、目標年度の経営規模が、  
事業実施年度の経営規模の110%以上となること



(ア) 主たる品目について、事業実施年度の経営規模が、地域内の農業を担う者の平均を上回っている。

(イ) 事業実施年度の経営規模が、市町村基本構想（基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）における新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標を上回っている。

※1 地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い（8割以上等）地域。

※2 当該農業経営の主宰権を有する役員に就農時の年齢が49歳以下、かつ、令和4年度以降に農業経営を開始した者を含む法人に限る。

# Step 3 経営を発展

New

～ 地域計画の実現に向け経営の継承・発展を支援（地域計画早期実現支援枠）～

## 共同申請

経営を発展  
経営発展支援事業

支援内容の①経営資源の有効利用に向けた取組又は②円滑な経営移譲に向けた取組を実施する場合、経営移譲者等との**共同申請（事業実施）**が可能です。

研修中など経営開始前であっても、共同申請を行い、事業実施年度の翌年度までに経営を開始し、事業要件を満たせば事業を活用可能です。

- ※ 市町村・JAなど、地域サポート計画に位置付けられた関係機関との共同申請も可能です。
- ※ 経営移譲者等が整備した機械・施設等の経営資源は、事業実施年度の3年後の年度までに新規就農者に譲渡（当該経営資源が、農地などの不動産の場合は貸付けも可）してください。
- ※ 経営移譲者等が経営発展に向けた取組を実施することはできません。

## よくある質問

問① 具体的にどういった取組を支援してもらえますか？

- 答① **支援内容①経営資源の有効利用に向けた取組**は、修繕、移設、撤去等の取組に要する経費が対象  
**支援内容②円滑な経営移譲に向けた取組**は、法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費が対象  
**支援内容③経営発展に向けた取組**は、経営発展支援事業の通常版と同様の支援内容となります。

問② 事業の対象経費に下限はありますか？

答② 支援内容①は事業費25万円以上の取組、③は事業費50万円以上の機械・施設等が対象です。

問③ 前年の世帯所得が600万円以上である者も対象となりますか？

答③ 対象となります。当事業に所得要件はありません。

問④ 農地の購入・貸借に係る費用は対象となりますか？

答④ 農地については、取得費用も賃借料も対象外です。

問⑤ 共同申請を行った場合、共同申請者（経営移譲者）は経営を全て継承する（リタイアする）必要はありますか？

答⑤ その必要はありません。また、必ずしも経営規模を縮小させる必要もありません。

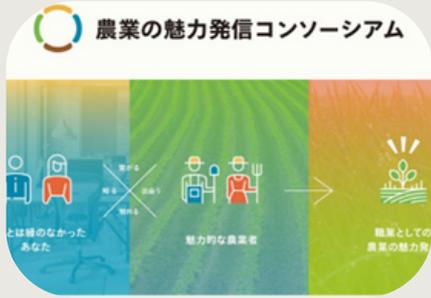
問⑥ 本事業に係る融資について、青年等就農資金を活用することは可能ですか？

答⑥ 可能です。認定農業者の場合はスーパーL資金を活用することも可能です。

問⑦ 支援内容①では、耐用年数を超えた機械・施設の修繕も対象となりますか？

答⑦ 支援内容①で修繕を行うときは対象となります。ただし、事業実施後の取組状況報告等において、経営資源の利用状況を報告する必要があります。

# 農業をはじめる前にチェックしてほしい 3つのコンテンツ



農業の魅力発信  
コンソーシアム



憧れや目標の農家となるような  
「ロールモデル農業者」の紹介



新・農業人  
ハンドブック



具体的に就農を検討しはじめた  
方は必ず読んでおきたい冊子



農業をはじめめる.jp



農業に興味がある人や仕事にし  
たい人のための情報提供サイト

**福岡県**




(公財) 福岡県農業振興推進機構  
TEL : 092-716-8355

**佐賀県**




さが農業経営・就農支援センター  
TEL : 0952-20-1590

**長崎県**




長崎県新規就農相談センター  
TEL : 0957-25-0031

**熊本県**




熊本県農業経営-就農支援センター  
TEL : 096-385-2679



新規就農  
九州各県  
問い合わせ窓口

**大分県**




(公社) 大分県農業農村振興公社  
TEL : 097-535-0400

**宮崎県**




(公社) 宮崎県農業振興公社  
TEL : 0985-51-2631

**鹿児島県**




かごしま農業経営・  
就農サポートセンター  
TEL : 099-213-7223

**九州農政局**



九州農政局経営支援課  
TEL : 096-300-6343

制作：九州農政局経営・事業支援部 経営支援課就農促進班

